

(応募者の併願)

第七条 甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを了解するものとする。

(紹介手数料の発生)

第八条 人材紹介手数料(以下、紹介手数料)は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。

採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

(紹介手数料)

第九条 甲は、乙より紹介を受けた応募者が、甲の内定を承諾するに至った場合、人材紹介の対価として、以下の紹介手数料(以下、コンサルティングフィーという)及びその消費税相当額を乙に支払う。

(1) 通常の場合のコンサルティングフィーは、理論年収×20%とする。

但し、コンサルティングフィーの上限は70万円(消費税別)とする。

(2) 企業の引き抜き(以下、ヘッドハンティングという)の場合のコンサルティングフィーは、理論年収×30%で上限なしとする。

なお、「理論年収」とは、採用決定者に支払われる採用初年度予定年収(通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む)ものとする。

(3) 紹介手数料等の詳細については、別途申込書を取り交わすものとする。

(紹介手数料の支払い)

第十条 甲は採用決定者と労働契約(労働契約書、労働条件通知書、雇用契約書、採用通知書、内定通知書を言う)を締結した月の翌月末以内に、乙に第三条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みより支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

(紹介手数料の返還)

第十一条 応募者の以下のいずれかの事由が発生した場合には、甲は、乙に対し、当該事由の発生日から1ヵ月以内にこれを通知して、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、第八条に基づき甲が支払うべきコンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を甲に返還するものとする。なお、返還する場合の振込手数料は乙の負担とする。

(1) 入社当日までに本人の意思により内定辞退に至った場合(甲による働きかけがあった場合を除く)

(2) 以下に定める事由により甲が内定を取り消した場合

① 応募者が新卒者の場合、卒業を予定している年度に卒業できなかったとき

② 刑事事件で逮捕若しくは起訴されたとき

③ その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき

(3) 応募者が甲に入社後、明らかに当該応募者の責により解雇された場合

(4) 応募者が自己都合によって退職した場合

・ 入社前 内定辞退：コンサルティングフィーの100%

・ 入社後 1ヶ月以内に退社：コンサルティングフィーの80%

・ 入社後 2ヶ月以内に退社：コンサルティングフィーの50%